

令和元年第3回町議会定例会会議の経過（9月13日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 初めに都市整備課長におかれましては、御家族の葬儀のため、欠席されておりますのでお伝えを申し上げます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 議事日程はお手元に配付したとおりであります。日程第1、認定第1号、平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第12号、平成30年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたしますが、御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声多数）
- 議 長 御異議ないと認めます。本件につきましては、決算特別委員会に付託してありましたので、決算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。
- 議席番号9番、児玉洋一決算特別委員会委員長。
- 9 番 児 玉 おはようございます。9番、児玉洋一でございます。
- 決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。
- 令和元年9月10日、11日の両日、午前9時から議場において委員13名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長の出席を得て、令和元年9月6日の本会議で当委員会に付託された認定第1号から認定第12号について、審査いたしましたので、その審査経過並びに結果を報告いたします。
- 初めに審査結果について報告いたします。
- 認定第1号、平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。
- 認定第2号、平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。
- 認定第3号、平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。
- 認定第4号、平成30年度山北町災害給付見舞事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。
- 認定第5号、平成30年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成30年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成30年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成30年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第10号、平成30年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成30年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成30年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

続きまして、審査における主な意見等について報告をいたします。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について、報告いたします。

1、町民税、固定資産税は毎年、不納欠損や収入未済額が多い。滞納者の中には体の不自由な方、生活困窮者の方が多く、徴収が難しいことも理解できるが、悪質な収納者が出ないように収納促進会議等を通じて、安易に不納欠損とならないよう督促しながら徴収していくように取り組んでいただきたい。

2、実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支の割合で、3～5%が望ましいとされているが、今回5.9%とふえている。不用額や剰余金の増が理由とのことだが、今後不用額については、最終補正で可能な限り、対応するよう努めていただきたい。

3、ふるさと応援寄附金については、昨年11月に返礼品率の見直しを行ったことで、大きな収入減となった。今後、体験型返礼品など、積極的に山北らしい返礼品の取り入れに力を入れるよう努めるとともに、これまで寄附の

あった収入について、使途を明らかにしていただけるよう、取り組んでいただきたい。

4、地域振興推進事業の中の路線バス運行事業補助金については、富士急湘南バス減便に伴う町からの補助金補填とのことだが、今後、町内循環バスの山間地域への延伸も視野に入れ、庁内ワーキンググループなどの検討を通じ、福祉タクシー、路線バスなど、公共交通機関の総合的な調査研究に取り組んでいただきたい。

5、じん芥処理費は、人口減少に伴い減額となっているようだが、改修したペットボトル、プラスチックがどこに行き、何に再利用されているのか、町民に明示することで、さらなるごみ減量化、分別化の推進に取り組んでいただきたい。

6、放置空き家対策事業については、放置空き家が20軒ほど存在するということであるが、今後危険な家屋がふえないよう調査を継続するとともに、放置されている空き家は特定空き家に認定することで法的効力により、最終的には代執行まで行えるよう、準備を進めていただきたい。

7、野生動物等保護管理事業については、ヤマビル駆除業務委託を進めているが、今後ヤマビル研究会等、有識者団体等を通じて、ヤマビルの生態に努めるとともに、新たな駆除剤の調査・研究などについても積極的に取り組んでいただきたい。

8、自主防災組織防災用品資機材購入費助成については、各自治会からの防災用品資機材の助成であるが、各地域で避難所開設に伴い、今後、助成対象を防災備品だけではなく、備蓄食糧等も含め、助成対象について、慎重な議論を進めていただきたい。

なお、現在助成しているアナログの戸別受信機は、今後のデジタル化に伴い新たな支援の検討を進めていただきたい。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について、報告いたします。

1、児童福祉費負担金は保育園、こども園保育料であるが、今後の無償化に伴い利用希望者がふえることも推測されるため、保育士不足にならないよう対応を進めていただきたい。

2、健康福祉センターの使用料が年々減少している。健康増進として、カラオケも有効であるため、センター内にある施設の改良や町民への周知を促し、多くの方に利用していただくことで、使用料増加に努めていただきたい。

3、定住総合対策事業については、引き続き、家賃補助や新築祝い、山北で暮らしてみようツアーやLove婚事業などの充実を図り、移住、定住者がふえる事業へ積極的に取り組んでいただくとともに、全国規模で実施しているふるさと回帰フェアなど、シティープロモーションを広く町内外へ発信して、町全体で定住対策に取り組んでいただきたい。

4、避難行動、要支援者支援事業については、75歳以上、障害1、2級、要介護3以上の方を対象に、災害発生時に避難支援や安否確認等を行うことを目的とした事業であるが、実際には登録者数がふえていない。災害時には有効な仕組みであるため、広く周知し、登録者数をふやす取り組みを進めていただきたい。

5、介護ボランティア事業は制度導入時に児童・生徒を対象としたボランティア事業として話題になったが、現在は児童・生徒の登録者数がない。若いうちからボランティア参加という意味で、有意義な事業であるため、教育委員会と連携し、登録者の拡大に努めていただきたい。

6、外出支援サービス事業については、今回車両を購入し、サービス向上に努められていると思うが、介助員をつけなくてはならなかったり、早期に予約が必要など、利便性がよくない。今後、社会福祉協議会と調整し、さらなる利便性向上に努めていただきたい。

7、緊急通報サービス事業は、75歳以上で独居の方を対象に人命を守るために有効な事業であるが、登録者数は20名程度と少ない。また、実際若い世代は日中働きに出かけており、昼間独居となっている高齢者もいるため、今後登録者数の増加に向けた取り組みを進めるとともに、対象者の拡充も検討していただきたい。

続いて、特別会計について報告いたします。

1、国民健康保険税、介護保険税も町税同様不納欠損、収入未済額が多い。平成30年度からは国保制度が変わり、県が運営主体となったが、夜間徴収や町民税務課と連携をとり、差し押さえ等を行い、収納率向上に引き続き努め

ていただきたい。

2、在宅医療介護連携推進事業は、平成28年度から取り組んでいる事業であり、医療機関や医療人材の不足が大きな課題となっている。今後、こうした課題解決のために、各医療機関や1市5町で部会を設け、情報共有に努めながら体制整備に努めていただきたい。

以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

議 長 認定第1号から認定第12号に対する決算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、ここで、まず認定第1号、平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、まず認定第1号について採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第1号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第2号、平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第2号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本件に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第2号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第3号、平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑がある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第3号について討論のある方はどうぞ。討論がない

ので採決に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第3号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第4号、平成30年度山北町災害給付見舞事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第4号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本件に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第4号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第5号、平成30年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第5号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第5号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第6号、平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑がある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第6号について討論のある方はどうぞ。討論がない

ので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第6号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第7号、平成30年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第7号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第7号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第8号、平成30年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第8号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第8号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第9号、平成30年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第9号について討論のある方はどうぞ。討論がない

ので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第9号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第10号、平成30年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第10号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第10号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第11号、平成30年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第11号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第11号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第12号、平成30年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第12号について討論のある方はどうぞ。討論がない



ので採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第 12 号は原案どおり可決及び認定されました。続いて、日程第 13、議案第 58 号山北町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで石田教育長の退場を求めます。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 58 号山北町教育委員会教育長の任命について。

次の者を山北町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 9 月 5 日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、石田浩二。住所、山北町向原1949番地。生年月日、昭和28年10月 2 日。主な経歴、現山北町教育委員会教育長。

任期、令和元年10月 1 日から令和 4 年 9 月30日。

提案理由でございますが、現山北町教育委員会教育長の石田浩二氏は、令和元年 9 月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

詳細については、履歴書等を見ていただければというふうに思っております。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 58 号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第58号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第58号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで石田教育長の入場を認めます。

次に、日程第14、議案第59号山北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第59号山北町教育委員会委員の任命について。

次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、佐藤直美。住所、山北町中川728番地。生年月日、昭和36年11月13日。主な経歴、元三保小中学校PTA副会長、三保婦人会副会長。

任期、令和元年10月1日から令和5年9月30日。

提案理由でございますが、山北町教育委員会委員の岡部達也氏の任期満了に伴い、佐藤直美氏を任命したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第59号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第59号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第60号山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第60号、山北町人権擁護委員の推薦について。

次の者を山北町人権擁護委員の候補者として、推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年9月5日提出。山北町長湯川裕司。

氏名、府川千津子。住所、山北町岸492番地の1。生年月日、昭和24年4月26日。主な経歴、現人権擁護委員。

氏名、池田隆之。住所、山北町川西652番地。生年月日、昭和28年11月1日。主な経歴、現民生委員児童委員（令和元年11月30日まで）。現「道の駅山北」駅長。

任期、令和2年1月1日から令和4年12月31日。

提案理由でございますが、現人権擁護委員の藤嶋研二氏及び府川千津子氏は令和元年12月31日に任期満了となります。このため、府川氏については再任を、また藤嶋氏の後任として池田隆之氏を推薦したいので提案するものです。

議長 説明が終わりましたので、議案第60号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 長 御異議ないので議案第60号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議長 長 起立全員。よって議案第60号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第16、議案第61号、山北町山北財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第61号、山北町山北財産区管理会委員の選任について。

次の者を山北町山北財産区管理会委員に選任することについて、山北町山北財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、鈴木富実雄。住所、山北町山北652番地。生年月日、昭和23年9月11日。

氏名、瀬戸成美。住所、山北町山北1090番地の5。生年月日、昭和24年8月4日。

氏名、今泉美智子。住所、山北町山北2630番地。生年月日、昭和32年11月29日。

氏名、野地文男。住所、山北町岸1438番地。生年月日、昭和24年3月23日。

氏名、原博志。住所、山北町岸1082番地。生年月日、昭和23年7月23日。

氏名、高杉光男。住所、山北町向原1517番地。生年月日、昭和23年3月2日。

氏名、奥津高由。住所、山北町向原2510番地の4。生年月日、昭和25年6月12日。

任期、平成元年9月25日から令和5年9月24日。

間違っていますね、平成元年じゃなくて、令和元年、すみませんでした。

提案理由でございますが、山北町山北財産区管理会委員は、令和元年9月24日をもって任期満了となるため、提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第61号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第61号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第61号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第62号、山北町共和財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第62号、山北町共和財産区管理会委員の選任について。

次の者を山北町共和財産区管理会委員に選任することについて、山北町共和財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、高橋誠太。住所、山北町都夫良野143番地。生年月日、昭和33年1月1日。

氏名、岩本宣夫。住所、山北町都夫良野593番地。生年月日、昭和22年10月18日。

氏名、杉本一。住所、山北町皆瀬川1645番地。生年月日、昭和12年12月27日。

氏名、大野博世。住所、山北町皆瀬川934番地。生年月日、昭和25年7月28日。

氏名、瀬戸信彦。住所、山北町皆瀬川502番地。生年月日、昭和35年3月18日。

氏名、和田一良。住所、山北町皆瀬川1430番地。生年月日、昭和52年5月20日。

氏名、江上徹。住所、山北町皆瀬川916番地。生年月日、昭和25年11月1日。

任期、令和元年9月25日から令和5年9月24日。

提案理由、山北町共和財産区管理会委員は、令和元年9月24日をもって任期満了となるため、提案するものです。

議長 説明が終わりましたので、議案第62号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので議案第62号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第62号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第18、議案第63号、山北町三保財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によりまして、児玉洋一議員の退場を求めます。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第63号、山北町三保財産区管理会委員の選任について。

次の者を山北町三保財産区管理会委員に選任することについて、山北町三保財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、岡部修。住所、山北町中川921番地79。生年月日、昭和19年2月16日。

氏名、佐藤光重。住所、山北町中川721番地。生年月日、昭和30年10月1日。

氏名、児玉洋一。住所、山北町中川240番地口号。生年月日、昭和48年12月5日。

氏名、高橋義雄。住所、山北町中川566番地。生年月日、昭和23年8月23日。

氏名、豊田里巳。住所、山北町神尾田759番地5。生年月日、昭和33年10月26日。

氏名、三尋木延幸。住所、山北町玄倉390番地。生年月日、昭和21年5月31日。

氏名、山口晃。住所、山北町玄倉155番地。生年月日、昭和16年11月30日。

任期、令和元年9月25日から令和5年9月24日。

提案理由でございますが、山北町三保財産区管理会委員は、令和元年9月24日をもって任期満了となるため提案するものです。

議長 説明が終わりましたので、議案第63号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第63号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第63号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで児玉洋一議員の入場を認めます。

日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第20、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和元年第3回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、10時ちょうどから全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりいただきたいと思ひます。以上です。 (午前9時40分)